

利用規約 新旧対照表

改訂後	現行
<p>7. お客様の本アカウントからの暗号資産の引出は、＜一部条文省略＞</p> <p>当社に故意又は重過失がない場合は、お客様の暗号資産の不受領、受領遅延その他の事象に対し一切の責任を負いません。</p> <p><u>また、当社は、お客様から要通知移転取引（通知義務の対象となる暗号資産移転取引）の依頼を受けた場合、当該依頼に係る暗号資産の送付の前またはそれと同時に、お客様情報（送付依頼人についての所定の事項）、および受取人に関する情報の一部を受取側暗号資産交換業者（受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者）に通知するものとします。</u></p> <p>◦（1）<u>要通知移転取引の要件</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 受取人と送付依頼人が同一である。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ 国内の暗号資産交換業者が受取側暗号資産交換業者である。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ハ 送付する暗号資産がBTCまたはETHである。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ニ 送付する暗号資産の邦貨換算額が10万円を超える額である。</u></p> <p>◦（2）<u>通知される送付依頼人情報</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 送付依頼人の氏名</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ 送付依頼人の住所</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ハ 送付依頼人の暗号資産アドレス</u></p> <p>◦（3）<u>送付依頼人が個人情報取扱事業者である場合は、受取人の氏名が受取側暗号資産交換業者（受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者）に通知されることについて、送付依頼人が受取人の同意を得た上で送付依頼を行うものとします。</u></p> <p><u>かかる通知は、FATFの勧告等に基づく国際的要請に応え策定された日本暗号資産取引業協会の自主規制規則により義務付けられるものであり、その目的は、テロリストその他の犯罪者が自由に暗号</u></p>	<p>7. 同左</p> <p>追記</p>

資産の移転取引のシステムを利用することを防
ぎ、かかる利用があった場合その利用を追跡可能
とすることにあります。